

那 霸 市 公 報

第 1 4 2 8 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

条 例

那 霸 市 廃 棄 物 の 減 量 化 の 推 進 及 び 適 正 処 理 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
 条 例 (環 境 政 策 課) 1283

那 霸 市 建 築 確 認 等 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (建 築 指 導 課) 1285

規 則

な は 市 民 カ ー ド 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (市 民 課) 1287

那 霸 市 住 民 基 本 台 帳 カ ー ド 利 用 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (市 民 課)
 1288

那 霸 市 首 里 かなぐしくむらやー 金 城 村 屋 条 例 施 行 規 則 (都 市 計 画 課) 1290

告 示

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 1296

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 1296

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) 1296

公 告

那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て (花 と み ど り 課) 1297

那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て (花 と み ど り 課) 1297

那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て (花 と み ど り 課) 1298

都 市 公 園 の 設 置 及 び 供 用 開 始 に つ い て (公 園 管 理 室) 1299

那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)	1301
-----------------------------------	------

上下水道局告示

平成 1 7 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 1 号)	1302
平成 1 7 年度那覇市下水道事業会計補正予算(第 4 号)	1303

選挙管理委員会告示

選挙人名簿登録の抹消について	1305
選挙人名簿の縦覧場所について	1305
農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	1306

条 例

那覇市条例第2号

平成18年1月26日

公 布 済

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第2条第1項」を「第2条第4項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第 3 号

平成18年 1 月 26 日

公 布 済

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例（平成11年那覇市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第9号中「第52条第7項、第8項又は第11項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同表第10号中「第53条第4項第3号」を「第53条第5項第3号」に改め、同表第18号中「第68条の3第1項」を「第68条の4」に、「地区計画」を「地区計画等」に改め、同表第19号中「第68条の3第4項」を「第68条の5の4第1項」に、「同条第5項」を「同条第2項」に、「地区計画」を「地区計画等」に改め、同表第20号中「第68条の4第1項」を「第68条の3第1項」に、「住宅地高度利用地区計画」を「再開発等促進区等」に改め、同表第21号中「第68条の4第4項」を「第68条の3第4項」に、「住宅地高度利用地区計画」を「再開発等促進区等」に改め、同表第22号中「第68条の5第1項」を「第68条の3第1項」に、「再開発地区計画」を「再開発等促進区等」に改め、同表第23号中「第68条の5第2項」を「第68条の3第4項」に、「再開発地区計画」を「再開発等促進区等」に改め、同表第25号中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同表第26号中「複数建築物」を「建築物」に、「総合的設計による一団地」を「一の敷地とみなされる一団地内」に改め、同表第27号中「複数建築物」を「建築物」に、「既存建築物を前提とした総合的設計による」を「一の敷地とみなされる一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした」に改め、同表第28号中「同一敷地内建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同表第29号中「複数建築物の認定」を「一の敷地とみなすこと等の認定又は許可」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第 1 号

平成18年 1 月 26 日

公 布 済

なは市民カード規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

なは市民カード規則の一部を改正する規則

なは市民カード規則（平成6年那覇市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住民票の写しの交付の請求に用いる」を削る。

第2条中「住民票の写し」を「第9条」に改める。

第7条第1項中「交付申請者」を「者」に改める。

第9条中「規定により登録を受けた」を削り、「自己又は自己と同一世帯に属する者の住民票の写し」を「次に掲げる証明書等」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) カード登録者又はカード登録者と同一世帯に属する者に係る住民票の写し
- (2) カード登録者に係る市県民税所得証明書（市長が定めるものに限る。）
- (3) カード登録者に係る市県民税課税証明書（市長が定めるものに限る。）
- (4) カード登録者に係る軽自動車継続検査用納税証明書

第12条の見出しを「(申請内容の変更)」に改め、同条第1項中「登録暗証番号を」を「第4条第1項の申請の内容を」に、「登録暗証番号の」を「当該」に改め、同条第2項中「及び第6条」を削り、「これらの規定」を「同条」に、「登録暗証番号変更申請者」を「前条第1項の申請の内容を変更しようとする者」に改める。

第14条第1項中「に規定する方法により住民票の写し」を削る。

第15条中「請求をする」を「交付を請求する」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則（平成8年那覇市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「第12条の規定による登録暗証番号変更申請書」を「第12条の規定による申請内容変更申請書」に改める。

第1号様式中「変更・引替」を「変更・引替（住民票・税に関する証明書）」に改める。

那覇市規則第 2 号

平成18年 1 月 26 日

公 布 済

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則（平成17年那覇市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(証明書等)」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 2 条のその他規則で定める証明書は、次に掲げるものとする。

- (1) 市県民税所得証明書（市長が定めるものに限る。）
- (2) 市県民税課税証明書（市長が定めるものに限る。）
- (3) 軽自動車継続検査用納税証明書

付 則

この規則は、平成18年 2 月 1 日から施行する。

那霸市規則第 3 号

平成18年 2 月 15 日

那霸市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋条例施行規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市首里金城村屋条例施行規則

那覇市首里金城村屋条例施行規則（平成8年那覇市規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市首里金城村屋条例（平成17年那覇市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用料金の返還）

第2条 条例第6条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額
- (2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

（利用料金の免除）

第3条 条例第7条に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が単独で主催する行事に利用する場合 全額
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1以上の額
- (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額

（遵守事項）

第4条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示若しくは販売又は広告物の配布をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他指定管理者の指示すること。

（公告）

第5条 市長は、条例第13条第1項の規定により那覇市首里^{かなぐしくむらやー}金城村屋（以下「金城村屋」という。）の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第13条第2項の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項
(指定申請)

第6条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第13条第3項の規則で定める申請書は、那覇市首里^{かなぐしくむらやー}金城村屋指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

3 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会則又はこれに相当する書類
- (2) 役員の名簿及び履歴書
- (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における収支決算書
- (5) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の^{かなぐしくむらやー}金城村屋の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (7) その他市長が必要と認める書類
(指定等)

第7条 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をするときは、那覇市首里^{かなぐしくむらやー}金城村屋指定管理者指定書（第2号様式）を交付する。

2 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市首里^{かなぐしくむらやー}金城村屋指定管理者不指定通知書（第3号様式）交付する。
(協定)

第8条 指定管理者は、本市と^{かなぐしくむらやー}金城村屋の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項

- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

那覇市^{かなぐしくむらや}首里金城村屋指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者 印
連絡先 担当者
電 話

那覇市^{かなぐしくむらや}首里金城村屋条例第16条第2項の規定により、那覇市^{かなぐしくむらや}首里金城村屋の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第 2 号様式 (第 7 条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長

印

那覇市^{かなぐしくむらや}首里金城村屋指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市^{かなぐしくむらや}首里金城村屋の指定管理者の指定については、那覇市^{かなぐしくむらや}首里金城村屋条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第 3 号様式 (第 7 条関係)

那 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市長

印

那覇市^{かなぐしくむらや}首里金城村屋指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市^{かなぐしくむらや}首里金城村屋の指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

告 示

那覇市告示第121号
平成18年1月23日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第123号
平成18年1月27日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第125号
平成18年2月1日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

公 告

那覇市公告第157号
平成18年1月26日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 那6号寒川緑地
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市首里寒川町1丁目地内
- 5 事業の施行期間
平成7年7月28日から平成20年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第158号
平成18年1月26日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 2・2・那36号大道森公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市字大道上大道原地内
- 5 事業の施行期間
平成14年5月21日から平成20年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第159号
平成18年1月26日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 3・3・那9号松山公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市松山1丁目地内及び久米2丁目地内
- 5 事業の施行期間
昭和52年6月16日から平成19年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第162号
平成18年1月31日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和31年法律第79号)2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	タカマサイ公園
公園の位置	那覇市上之屋1丁目6番1
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成18年2月1日

那覇市公告第166号
平成18年2月3日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
種 類 那覇広域都市計画公園事業
名 称 3・3・那3号 希望ヶ丘公園
- 2 施行者の氏名
那 覇 市
- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市牧志3丁目地内
- 5 事業の施行期間
平成4年10月2日から平成20年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 7 号

平成 1 8 年 1 月 2 4 日

掲 示 済

平成 1 7 年 (2 0 0 5 年) 1 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 1 7 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 7 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 1 7 年度那覇市水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 1 7 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2) 年間総配水量「40,150,000m³」を「40,358,370m³」に、(3) 一日平均配水量「110,000m³」を「110,571m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	8,389,208 千円	149,404 千円	8,538,612 千円
第 1 項 営業収益	8,291,452 千円	115,334 千円	8,406,786 千円
第 2 項 営業外収益	57,116 千円	34,070 千円	91,186 千円
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	8,132,496 千円	36,950 千円	8,095,546 千円
第 1 項 営業費用	7,631,778 千円	28,405 千円	7,603,373 千円
第 2 項 営業外費用	472,388 千円	8,545 千円	462,843 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,799,418 千円」を「1,765,023 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「64,999 千円」を「70,137 千円」に、減債積立金「492,106 千円」を「491,146 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「752,313 千円」を「713,740 千円」に改め、収入第 4 項を第 5 項とし、第 1 項から第 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 項に企業債を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	347,902 千円	130,120 千円	478,022 千円
第 1 項	企業債	0 千円	33,400 千円	33,400 千円
第 2 項	補助金	169,250 千円	30,000 千円	199,250 千円
第 5 項	その他資本収入	150,234 千円	66,720 千円	216,954 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,147,320 千円	95,725 千円	2,243,045 千円
第 1 項	建設改良費	1,650,213 千円	56,431 千円	1,706,644 千円
第 2 項	企業債償還金	492,106 千円	32,440 千円	524,546 千円
第 3 項	その他資本的支出	1 千円	6,854 千円	6,855 千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 6 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の 1 件を加える。

事 項	期 間	限 度 額
水道メーター検針業務委託	平成 17 年度から平成 20 年度まで	149,009 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,286,517 千円	12,287 千円	1,274,230 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 7 条 予算第 9 条中「37,500 千円」を「31,230 千円」に改める。

那覇市上下水道局告示第 1 8 号
平成 1 8 年 1 月 2 4 日
掲 示 済

平成 1 7 年 (2 0 0 5 年) 1 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 1 7 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 4 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 7 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)

(総則)

第 1 条 平成 1 7 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 1 7 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定

めた業務の予定量のうち、(2)年間総処理水量「33,670,520m³」を「34,596,890 m³」に、(3)一日平均処理水量「92,248m³」を「94,786m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	下水道事業収益	3,947,658 千円	18,269 千円	3,965,927 千円
第1項	営業収益	3,372,873 千円	46,672 千円	3,419,545 千円
第2項	営業外収益	574,783 千円	28,403 千円	546,380 千円
		支 出		
第1款	下水道事業費用	3,781,410 千円	93,666 千円	3,875,076 千円
第1項	営業費用	2,904,666 千円	90,086 千円	2,994,752 千円
第2項	営業外費用	856,383 千円	3,580 千円	859,963 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「735,967千円」を「745,019千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「38,592千円」を「36,677千円」に、下水道事業特別会計からの引継金「504,605千円」を「400,541千円」に、当年度分損益勘定留保資金「192,770千円」を「307,801千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資本的収入	2,337,502 千円	35,461 千円	2,302,041 千円
第1項	企業債	693,700 千円	177,400 千円	871,100 千円
第2項	補助金	861,000 千円	87,000 千円	774,000 千円
第3項	出資金	775,657 千円	125,861 千円	649,796 千円
		支 出		
第1款	資本的支出	3,073,469 千円	26,409 千円	3,047,060 千円
第1項	建設改良費	2,010,176 千円	186,246 千円	1,823,930 千円
第2項	企業債償還金	1,053,293 千円	159,837 千円	1,213,130 千円

(特例的収入及び支出)

第5条 予算第4条の2に定めた未収金の金額「619,095千円」を「619,152千円」に、未払金の金額「581,549千円」を「565,800千円」に改める。

第6条 予算第9条中「622千円」を「1千円」に改め、同条を第10条とする。

2 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改め同条を第9条とする。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	457,674 千円	11,789 千円	445,885 千円

3 予算第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条に定めた起債の目的「流域下水道事業」中の限度額「177,100千円」を「242,100千円」に改め同条を第6条とする。

4 予算第4条の2の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
パソコン賃借料	平成 17 年度から平成 20 年度まで	5,760 千円
公共下水道管渠清掃及び調査業務委託	平成 17 年度から平成 18 年度まで	70,000 千円
ポンプ場施設維持管理業務委託	平成 17 年度から平成 18 年度まで	9,741 千円

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 7 4 号

平成 1 8 年 2 月 2 日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号)第 2 8 条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 登録抹消者 登録抹消者リスト(選挙管理委員会にて保管)のとおり
- 2 登録抹消条件 平成 1 7 年 9 月 1 日から同年 9 月 3 0 日までに転出した者及び職権消除された者
- 3 登録抹消者数 8 3 8 名(男 4 6 0 名 女 3 7 8 名)

那覇市選挙管理委員会告示第 7 5 号

平成 1 8 年 2 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号)第 2 3 条第 1 項(永久選挙人名簿に係る縦覧)及び第 3 0 条の 7 第 1 項(在外選挙人名簿に係る縦覧)の規定により、平成 1 8 年 3 月 3 日(金)から同年 3 月 7 日(火)まで縦覧に供する書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第76号
平成18年2月15日

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条に基づき準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により平成18年1月1日現在で調製する農業委員会委員選挙人名簿を、平成18年2月23日から同年3月9日まで縦覧に供する場所は次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局